

株式等振替制度に係る業務処理要領第1.2版 新旧対照表

第1章 総則

| 項番 | 章 | 節 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|---|------|---|-------------------------------------|--------|
| 1 | 1 | 4 | 6 | 訂正 | 当該機構加入申請者が、加入者保護信託に係る負担金の支払を完了したこと(当該機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。) | 当該機構加入申請者が、加入者保護信託に係る負担金の支払を完了したこと。 | 2.(4)f |

第2章 振替株式

| 項番 | 章 | 節 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|----|------|---|--|--------------|
| 1 | 2 | 2 | 1 | 訂正 | 発行者が、…機構に対し、次に掲げる事項を書面(取扱開始事前連絡票)により連絡しなければならない。 | 発行者が、…機構に対し、次に掲げる事項を書面により連絡しなければならない。 | 1.(1)a |
| 2 | 2 | 2 | 1 | 追加 | ____ 発行者は、左記の連絡をする際に、同意書及びその添付書類のドラフト版を提出しなければならない。 | - | 1.(1)a 備考 |
| 3 | 2 | 2 | 1 | 削除 | - | ____ 発行者は、aの連絡をする際に同意書を提出しなければならない。 | 1.(1)b 備考 |
| 4 | 2 | 2 | 2 | 訂正 | 発行者は、機構に対し、同意しようとする株式等について、原則として金融商品取引所が上場を承認する日に、同意書を提出しなければならない。 | 発行者は、機構に対し、同意しようとする株式等について、金融商品取引所が上場を承認する日に、同意書を提出しなければならない。 | 1.(1)c |
| 5 | 2 | 2 | 3 | 訂正 | ____ 左記通知のモデル等については、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「振替制度における口座通知取次請求のための呈示書面」参照。 | ____ 全国株懇連合会が左記通知のモデルを作成している。 | 1.(2) 備考 |
| 6 | 2 | 2 | 8 | 訂正 | ____ 発行者は、口座通知情報確認結果データを機構に通知した後に、…正しい内容の口座通知データを入力しなければならない(資料2-2-3参照)。(口座管理機関が何らかの理由により口座通知データの取消し・再入力できなかったときは、… | ____ 発行者は、口座通知情報確認結果データを機構に通知した後に、…正しい内容の口座通知データを入力しなければならない。(口座管理機関が何らかの理由により口座通知データの取消し・再入力できなかったときは、… | 1.(4)f 備考 |
| 7 | 2 | 2 | 13 | 訂正 | ____ 株券喪失登録が…取扱いについては、資料2-2-4を参照。 | ____ 株券喪失登録が…取扱いについては、資料2-2-3を参照。 | 1.(1) 備考 |
| 8 | 2 | 2 | 16 | 追加 | ____ 募集による振替株式の発行時における株式申込事務手続については、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「標準募集株式申込事務取扱要領」参照。 | - | 第3. 備考 |
| 9 | 2 | 2 | 17 | 追加 | ____ ここに記載している手続は、標準的な事務処理日程として記載しているものであり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。 | - | 1. 備考 |
| 10 | 2 | 2 | 17 | 訂正 | ____ 発行時DVP方式による新規記録についての処理イメージ及び標準日程については資料2-2-5参照。 | ____ 発行時DVP方式による新規記録についての処理イメージ及び標準日程については資料2-2-4参照。 | 1. 備考 |
| 11 | 2 | 2 | 17 | 訂正 | ____ 発行時DVP方式による新規記録についての具体的なオペレーションのイメージ(統合Web端末利用時)については資料2-2-6参照。 | ____ 発行時DVP方式による新規記録についての具体的なオペレーションのイメージ(統合Web端末利用時)については資料2-2-5参照。 | 1. 備考 |
| 12 | 2 | 2 | 27 | 追加 | ____ ここに記載している手続は、標準的な事務処理日程として記載しているものであり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。 | - | 2. 備考 |

| 項番 | 章 | 節 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|----|------|--|---|--------------|
| 13 | 2 | 2 | 27 | 訂正 | 非DVP方式による新規記録についての標準日程は資料2-2-8参照。 | 非DVP方式による新規記録についての標準日程は資料2-2-6参照。 | 2. 備考 |
| 14 | 2 | 2 | 36 | 追加 | ここに記載している手続は、標準的な事務処理日程として記載しているものであり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。 | - | 3. 備考 |
| 15 | 2 | 2 | 37 | 訂正 | 原則として、払込確認後に新規記録通知をする日程とする。(非DVP方式(第三者割当て)による新規記録についての標準日程は資料2-2-9参照。 | 原則として、払込確認後に新規記録通知をする日程とする。(非DVP方式(第三者割当て)による新規記録についての標準日程は資料2-2-7参照。 | 3. 備考 |
| 16 | 2 | 2 | 45 | 訂正 | 株主有償割当増資による新規記録についての標準日程は資料2-2-10参照。 | 株主有償割当増資による新規記録についての標準日程は資料2-2-8参照。 | 4. 備考 |
| 17 | 2 | 2 | 56 | 訂正 | 取得請求権付株式の取得請求に係る処理イメージについては資料2-2-11参照。また、標準日程については資料2-2-12参照。 | 取得請求権付株式の取得請求に係る処理イメージについては資料2-2-9参照。また、標準日程については資料2-2-10参照。 | 1.(1) 備考 |
| 18 | 2 | 2 | 56 | 追加 | 加入者が、その直近上位機関である口座管理機関に対して取得請求の取次ぎを請求する際の請求書面については、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「取得請求権行使請求書」参照。 | - | 1.(1)a 備考 |
| 19 | 2 | 2 | 78 | 訂正 | 標準的な事務処理日程については資料2-2-13参照。 | 標準的な事務処理日程については資料2-2-11参照。 | 4.(4) 備考 |
| 20 | 2 | 3 | 24 | 追加 | 特別口座を振替元口座とし、特別口座でない口座を振替先口座とする場合の取扱いについては、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「特別口座から一般口座への振替えに係る事務指針」参照。 | - | 2.(2)b 備考 |
| 21 | 2 | 3 | 26 | 追加 | 株式担保取引に係る事務手続については、全国銀行協会「新振替制度における株式担保取引の事務フロー(公表資料)について」及び日本証券業協会「株券等電子化の下での振替実務に関する基本的考え方について」参照。 | - | 第2 備考 |
| 22 | 2 | 4 | 1 | 追加 | 単元未満株式の買取請求に係る発行者における取扱いについては、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「単元未満株式の買取制度事務取扱指針」参照。 | - | 1. 備考 |
| 23 | 2 | 4 | 1 | 訂正 | 機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から(株主確定日が休日の場合は4営業日前の日から)株主確定日までの間に買取請求を受けたときはエラーとする。 | 機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、取引所取引における権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの間に、買取請求を受けたときはエラーとする。 | 1.(1)a 備考 |
| 24 | 2 | 4 | 1 | 削除 | - | 合併等の反対株主による株式の買取請求の取扱いについては、「第7節 発行者の組織再編に係る手続」を参照のこと。 | 1.(1)a 備考 |
| 25 | 2 | 4 | 1 | 削除 | - | 事業譲渡の反対株主による買取請求の取扱いは、合併等の存続会社の反対株主の買取請求の取扱いに準じる。 | 1.(1)a 備考 |

| 項番 | 章 | 節 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|----|------|---|---|----------------|
| 26 | 2 | 4 | 2 | 訂正 | 銀行預金口座振込、 <u>ゆうちょ銀行現金払い</u> 、登録配当金受領口座の別 | 銀行預金口座振込、 <u>郵便振替現金払い</u> 、登録配当金受領口座の別 | 1.(1)b イ 備考 |
| 27 | 2 | 4 | 2 | 追加 | <u>すべての発行者がゆうちょ銀行口座への振込みによる買取代金の支払いを採用している状況にないため、当面は、加入者は、買取代金を受け取る口座としてゆうちょ銀行口座を指定することはできないものとする。</u> | - | 1.(1)b ロ 備考 |
| 28 | 2 | 4 | 2 | 訂正 | 銀行預金口座振込、 <u>ゆうちょ銀行現金払い</u> 、登録配当金受領口座の別 | 銀行預金口座振込、 <u>郵便振替現金払い</u> 、登録配当金受領口座の別 | 1.(1)c イ 備考 |
| 29 | 2 | 4 | 3 | 訂正 | 銀行預金口座振込、 <u>ゆうちょ銀行現金払い</u> 、登録配当金受領口座の別 | 銀行預金口座振込、 <u>郵便振替現金払い</u> 、登録配当金受領口座の別 | 1.(1)d イ 備考 |
| 30 | 2 | 4 | 6 | 追加 | <u>単元未満株式の売渡請求に係る発行者における取扱いについては、平成20年12月5日全国株惣連合会理事会決定「単元未満株式の買増制度事務取扱指針」参照。</u> | - | 2. 備考 |
| 31 | 2 | 4 | 6 | 追加 | <u>発行者は、単元未満株式の売渡請求を受けることができなくなった場合には、原則として、受付を停止しようとする日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、Target保振サイトにより、その旨を通知する。また、単元未満株式の売渡請求の受付を再開しようとする場合には、原則として、受付を再開する日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、Target保振サイトにより、その旨を通知する。</u> | - | 2.(1)a 備考 |
| 32 | 2 | 4 | 7 | 訂正 | <u>機構は、株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して10営業日前の日から(株主確定日が休日の場合は11営業日前の日から)株主確定日までの間に売渡請求を受けたときはエラーとする。</u> | <u>株主確定日(発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して10営業日前の日から株主確定日までの間は、機構は売渡請求を受けたときはエラーとする。</u> | 2.(1)a 備考 |
| 33 | 2 | 4 | 10 | 訂正 | 銘柄コード(5桁) 口座管理機関コード(5桁) <u>振込名義人(カナ)</u> | 銘柄コード 口座管理機関コード <u>入金予定日(YYYYMMDD)</u> <u>振込名義人(カナ)</u> | 2.(2)b |
| 34 | 2 | 4 | 10 | 追加 | <u>左記 及び の桁数は合計10桁である必要があるため、 と の間にスペースを設定してはならない。</u> | - | 2.(2)b 備考 |

第3章 振替新株予約権付社債

| 項番 | 章 | 節 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|----|----|------|--|---|------|
| 1 | 3 | 17 | 10 | 訂正 | (1)対象となる社債券 施行日前日までに機構に預託されていない社債券については、施行日以降、当該社債券の満期日又は繰上償還期日の <u>6</u> 営業日前まで、新株予約権付社債権者の申請により個別に移行を受付けるものとする。 | (1)対象となる社債券 施行日前日までに機構に預託されていない社債券については、施行日以降、当該社債券の満期日又は繰上償還期日の <u>2</u> 週間前まで、新株予約権付社債権者の申請により個別に移行を受付けるものとする。 | |
| 2 | 3 | 2 | 2 | 追加 | 元利払日程通知の配信の都合上、元利払期日と払込日との間は、中8営業日以上空けるものとする。ただし、総額買取型新株予約権付社債の場合で、元利金の受領先が元利払いの日程を把握している場合には、元利払期日と払込期日との間を中3営業日まで短縮することが可能である。 | - | 備考 |
| 3 | 3 | 2 | 4 | 追加 | プットオプション行使期間終了日と繰上償還期日との間は、中1営業日以上空けるものとする。 | - | 備考 |

第4章 振替新株予約権

| 項番 | 章 | 節 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|----|------|--|---|------|
| 1 | 4 | 2 | 10 | 訂正 | 3. 銘柄コード等の付番申請手続 機構は、発行決議日から起算して3営業日目の日に証券コード協議会に対し、銘柄コード及びSINコードの付番をファックス等により申請する。 | 3. 銘柄コードの付番申請手続 機構は、発行決議日から起算して3営業日目の日に証券コード協議会に対し、銘柄コードの付番をファックス等により申請する。 | |
| 2 | 4 | 2 | 11 | 訂正 | 4. 証券コード等の不番手続 証券コード協議会は、銘柄コード及びSINコードを付番し、発行決議日から起算して4営業日目の日に機構に対し、ファックス等により通知する。 | 4. 証券コード等の不番手続 証券コード協議会は、銘柄コードを付番し、発行決議日から起算して4営業日目の日に機構に対し、ファックス等により通知する。 | |
| 3 | 4 | 2 | 11 | 訂正 | 5. 会社への銘柄コード等の通知 機構は、証券コード協議会から銘柄コード及びSINコードの付番の連絡を受けた場合は、発行決議日から起算して5営業日目の日に発行者に対し、当該銘柄コード及びSINコードをファックス等により通知する。 | 5. 会社への銘柄コードの通知 機構は、証券コード協議会から銘柄コードの付番の連絡を受けた場合は、発行決議日から起算して5営業日目の日に発行者に対し、当該銘柄コードをファックス等により通知する。 | |
| 4 | 4 | 5 | 3 | 訂正 | 機構加入者は、払込取扱銀行に払込金の振込みを行う場合には、次の項目を振込み電文に設定する。上場新株予約権の場合には、銘柄コード(5桁)、口座管理機関コード(5桁)及び振込名義人(カナ)を設定する。総額買取型新株予約権の場合には、銘柄コード(9桁)及び振込名義人(カナ)を設定する。なお、総額買取型新株予約権が複数の口座管理機関に割当てられる場合には、銘柄コード(9桁)の後に口座管理機関ごとに固有の番号(1桁)を設定する等、振込みにあたり、発行者と口座管理機関との間で、事前に必要な調整を行うものとする。 | 機構加入者は、払込銀行に払込金の振込みを行う場合には、銘柄コード(5桁又は9桁)、口座管理機関コード(5桁)及び振込名義人(カナ)を振込み電文に設定する。上場新株予約権の銘柄コードは、5桁コード、総額買取型新株予約権の銘柄コードは、9桁コードとなる。 | 備考 |

第5章 振替上場投資信託受益権

| 項番 | 章 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|------|--|--|------|
| 1 | 5 | 1 | 追加 | 銘柄コード | - | |
| 2 | 5 | 2 | 訂正 | 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替上場投資信託受益権の総口数 | 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替上場投資信託受益権の総口数 | |
| 3 | 5 | 2 | 訂正 | 受託者の商号 | 受託会社の商号 | |
| 4 | 5 | 2 | 訂正 | 委託者の商号 | 発行者の商号 | |
| 5 | 5 | 2 | 訂正 | 振替上場投資信託受益権の最低発行単位口数 | 振替上場投資信託受益権の最低発行単位口数 | |
| 6 | 5 | 2 | 訂正 | 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別 | 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別 | |
| 7 | 5 | 2 | 訂正 | 元本の追加信託をすることができる振替上場投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額 | 元本の追加信託をすることができる振替上場投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額 | |
| 8 | 5 | 2 | 訂正 | 信託契約期間 | 信託契約期間 | |
| 9 | 5 | 2 | 訂正 | 信託の元本の償還の時期 | 信託の元本の償還の時期 | |
| 10 | 5 | 2 | 訂正 | 信託の収益の分配の時期 | 信託の収益の分配の時期 | |
| 11 | 5 | 2 | 訂正 | 信託の元本の償還及び収益の分配の場所 | 信託の元本の償還及び収益の分配の場所 | |
| 12 | 5 | 2 | 訂正 | 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期 | 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期 | |
| 13 | 5 | 2 | 訂正 | 運用の指図に係る権限を委託する場合には、その運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所 | 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所 | |
| 14 | 5 | 2 | 訂正 | 上記の場合における委託に係る費用 | 前号の場合における委託に係る費用 | |
| 15 | 5 | 2 | 訂正 | 運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容 | 委託者が運用の指図に係る権限委託する場合における当該委託の内容 | |

| 項番 | 章 | 頁 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|---|---|------|--|---|------|
| 16 | 5 | 2 | 訂正 | 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの | 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示 イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託 ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの | |
| 17 | 5 | 2 | 訂正 | 振替上場投資信託受益権の口数 | 振替上場投資信託受益権の口数 | |
| 18 | 5 | 2 | 削除 | - | その他規則で定める事項 | |
| 19 | 5 | 3 | 訂正 | 資料5-1-1 | 参考1 | |
| 20 | 5 | 5 | 訂正 | 資料5-1-2 | 参考2 | |
| 21 | 5 | 6 | 訂正 | 資料5-1-3 | 参考3 | |
| 22 | 5 | 9 | 訂正 | 資料5-1-4 | 参考4 | |

資料等

| 項番 | 資料番号 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|----------|------|--|--|---------------|
| 1 | 別紙1-2-6 | 訂正 | 添付する書類 変更後の投資信託約款 | 添付する書類 変更後の投資信託約款 変更後の投資信託受益権取扱規則案 | P.4 3 |
| 2 | 資料2-1-1 | 追加 | 資料「振替口座簿記録事項証明書等のイメージ」を追加 | - | |
| 3 | 別紙2-2-1 | 訂正 | 新設合併設立会社銘柄の発行総数(新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)(他の新設合併消滅会社の株主に交付される数を除く。)及び株式の内容 | 新設合併設立会社銘柄の発行総数(新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)(他の新設合併消滅会社の株主に交付される数を除く。)及び株式の内容(公示資料(PDF)) | P.9 2.(1) |
| 4 | 別紙2-2-1 | 訂正 | 交付する吸収分割承継会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容 | 交付する吸収分割承継会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容(公示資料(PDF)) | P.13 3.(1) |
| 5 | 別紙2-2-1 | 訂正 | 株式移転設立完全立親会社銘柄の発行総数(振替株式の発行者である株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)(他の株式移転完全子会社の株主に交付される数を除く。)及び株式の内容 | 株式移転設立完全立親会社銘柄の発行総数(振替株式の発行者である株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)(他の株式移転完全子会社の株主に交付される数を除く。)及び株式の内容(公示資料(PDF)) | P.26 6.(1) |
| 6 | 別紙2-2-3 | 訂正 | 吸収合併存続会社の株主 | 吸収合併消滅会社の株主 | 図中 |
| 7 | 資料2-2-1 | 削除 | - | ~X-9 総株主通知請求(発行者 機構) | |
| 8 | 資料2-11-1 | 追加 | 資料「所在不明株主の株式売却制度に係る想定事務処理手続き」を追加 | - | |
| 9 | 資料3-9-3 | 追加 | 資料「新株予約権行使により生じた単元未満株式の買取請求に係る処理日程について」を追加 | - | |
| 10 | 資料4-5-1 | 訂正 | 振込電文に次の項目を設定する。 【上場新株予約権の場合】 銘柄コード(5桁) 口座管理機関コード(5桁) 振込名義人(カナ) 【総額買取型新株予約権の場合】 銘柄コード(9桁) 割当対象となる口座管理機関ごとに付番された固有の番号(1桁)(発行者と口座管理機関との間で調整した結果、必要と判断された場合に限る。) <銘柄コード> ・上場新株予約権5桁 (固有コード4桁+予備コード1桁「9」) ・総額買取型新株予約権9桁 (「4」+回記号4桁+固有コード4桁) | 銘柄コード(5桁又は9桁) 口座管理機関コード(5桁) 振込名義人(カナ) を振込み電文に設定する。 <銘柄コード> ・上場新株予約権5桁 (固有コード4桁+予備コード1桁「9」) ・総額買取型新株予約権9桁 (「4」+回記号4桁+固有コード4桁) | |
| 11 | 資料5-1-1 | 訂正 | 口座処理結果ファイル | 口座結果処理ファイル | |
| 12 | 資料5-1-2 | 訂正 | 口座処理結果ファイル | 口座結果処理ファイル | |

| 項番 | 資料番号 | 変更区分 | 新 | 旧 | 変更箇所 |
|----|-------------|------|-------------------------|--------------------------------|------|
| 13 | 資料5 - 1 - 3 | 訂正 | 前日抹消請求受付通知(振替上場投資信託受益権) | 前日抹消請求受付通知(振替上場投資信託受益権(振替ETF)) | |
| 14 | 資料5 - 1 - 4 | 訂正 | 口座処理結果ファイル | 口座結果処理ファイル | |